

2004年2月24日  
東京地方裁判所判事 飯村敏明

## 第1 はじめに

- 1 我が国における知的財産権をめぐる環境の変化
- 2 我が国における知的財産権侵害訴訟の審理の変化
- 3 知財紛争の解決に対する充実・強化の必要性

## 第2 知的財産権訴訟における問題の所在と解決方策

- 1 スピード 審理期間の短縮に向けての工夫  
東京地裁未済平均審理期間 10.6月
- 2 専門性 東京、大阪への集中化
- 3 損害額・対価等 市場規模等との関係  
H2プロッカー 30億円  
アルゼ対サミー 84億円  
青色発光ダイオード 200億円
- 4 国際性 外国企業の利用頻度
- 5 解決の質 コスト・スピード・信頼性・安定性・透明性  
訴訟手続及び判断内容の両面での質の高い解決

## 第3 制度・手続改正等の動き

- 1 制度改正の流れ
  - ① 2001年6月 司法制度改革審議会の意見書
  - ア 審理期間(平成11年の23.1か月)の半減を目標
  - イ 知財事件の総合的な対応強化
    - a 計画審理, 証拠収集手続の拡充
    - b 専門性が強化された裁判官・調査官の集中的投入
    - c 専門委員の導入
    - d 東京地裁・大阪地裁への専属管轄化(実質的な特許裁判所)
  - ② 2002年7月 知的財産戦略大綱
  - ③ 2003年7月 推進計画
- 2 2003年民事訴訟法の改正 2004年4月施行予定
  - ① 第1審の東京地裁・大阪地裁専属管轄化(特許, 実用新案等)  
競合管轄化(その他の知財事件)
  - ② 控訴審の東京高裁専属管轄化(特許, 実用新案等)
  - ③ 知財訴訟の5人合議制
  - ④ 専門委員の導入
- 3 2004年1月 司法制度改革推進本部「知的財産訴訟検討会」の結論
  - ① 侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係
  - ② 専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続への新たな参加制度
  - ③ 侵害訴訟等での営業秘密の保護を含む証拠収集手続のさらなる機強能化
- ④ 東京高裁内に知的財産高裁の創設

## 第4 裁判所の対応措置(人的態勢の強化・審理の工夫)

- 1 人的態勢の強化(全国)
  - ① 1997年 東京高裁 10人  
東京地裁+大阪地裁 11人
  - 2003年 東京高裁 16人  
東京地裁+大阪地裁 20人
  - ② 2004年 さらなる人的態勢の強化へ(専属管轄化との関連)
- 2 平均審理期間(全国)
  - 1993年 31.9か月
  - 2002年 18.6か月
- 3 審理方法の変化
  - ① 訴訟準備のコスト・パフォーマンスを高める審理へ
  - ② 良質な訴訟解決のための情報を裁判所へ提供させる審理へ
  - ③ 時間の観念を入れる審理へ

## 第5 東京地裁の知的財産権訴訟の状況(ケース・スタディ)

- 1 知的財産権侵害事件の現状  
2003年  
特許権(36%), 著作権(20%), 不正競争防止法(23%)  
商標権(11%), 実用新案(4%), 意匠権(3%), その他(3%)
- 2 事件の傾向
  - ① 事件数の増加とその原因
  - ② 事件の複雑化とその原因
- 3 1998年と2003年との比較
  - ① 事件数  
ア 未済事件数 約625件から340件へ  
イ 処理件数 約200件から430件に増加
  - ② 処理期間

ア	超3年の長期未済	約130件から4件へ
イ	超2年の長期未済	約350件から19件へ
ウ	未済平均審理期間	約10.6か月

## 第6 我が国の特許権侵害訴訟の審理の特徴

- 1 審理当初からの裁判官の関与
- 2 特定論、侵害論、損害論の段階的審理
- 3 ボールスライン最高裁判決（最判平10年2月24日民集52巻1号113頁）
- 4 富士通半導体訴訟最高裁判決（最判平12年4月11日判時1710号68頁）

## 第7 迅速審理のイメージ

- 1 迅速審理へのインセンティブ  
経済原則の重視・マーケット・メカニズム  
訴訟準備を充実させれば得になる。
- 2 裁判所への良質な情報提供  
訴訟情報の公開・訴訟手続の公開  
嘘をつかせないという慣行の徹底
- 3 制限時間の徹底
- 4 紛争解決策（和解案）の提示
- 5 当事者の事前準備

## 第8 訴訟運営の透明性と周知徹底

- 1 訴訟手続の透明性  
秘密情報確保の必要性との調和
- 2 新たな訴訟運営の周知  
ペナルティの発動とその前提としての警告
- 3 紛争解決環境の改善の試み  
当事者の裁判手続上の公正性の確保  
当事者の裁判外の公正性の確保

## 第9 おわりに

- 1 迅速な充実した裁判の実現
- 2 裁判官のスキル・アップ
- 3 透明な手続と情報公開
- 4 明確な考えを説明できる裁判所
- 5 将来像

### ◎ 参考

- ① 2000年10月「知的財産権侵害訴訟の運営に関する提言」（判例タイムズ1042号4頁，特許ニュースNo. 10473, No. 10476, No. 10480）
- ② 2003年5月「特許権侵害訴訟の審理の迅速化に関する研究」（司法研究報告，法曹会）
- ③ 「東京地裁における知的財産権侵害訴訟の審理の実情について」民事法情報平成13年182号23頁
- ④ 「特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈及び最近の審理の変化」民事法情報平成14年195号22頁
- ⑤ 「裁判所と日弁連知的所有権委員会との意見交換会の結果」（判例タイムズ1051号55頁，1095号4頁，1124号47頁）
- ⑥ 「知的財産権侵害訴訟の充実・迅速化に向けた新たな取組み」（NBL769号17頁）